

平成 18 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 応用技術株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 笹 森 近  
( J A S D A Q ・ コード 4 3 5 6 )  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 前原 夏樹  
電 話 番 号 03-5778-0711 ( 代表 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年10月24日開催の取締役会において、平成18年11月22日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社の事業効率をより一層高めるため、本店の所在地を東京都渋谷区から大阪市に変更するものであります。

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要に応じて書面又は電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第22条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第23条(取締役の責任免除)第2項を新設するものであります。

なお、当条文の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第31条(監査役の責任免除)第2項を新設するものであります。

会社法第459条第1項、第460条の規定に従い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己の株式の取得、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

その他一部字句の修正、並びに「会社法」施行に伴う用語の変更や条文の追加及び削除を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

定款一部変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日	平成18年11月22日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年11月22日(水曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都渋谷区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。
(新設)	(機関) 第4条 当社は、 <u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、111,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、111,000株とする。
(新設)	(株式の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により <u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(削除)
(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は <u>取締役会</u> の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会</u> において定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人) 第8条 当社は、 <u>株式及び端株につき名義書換代理人</u> を置く。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3 当社の株主名簿、 <u>実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿、端株原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、端株原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下、同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、株主、質権者または端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第11条 当社の株主総会は、大阪市内で開催する。</p>
<p>第11条 (記載省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 (記載省略)</p> <p>(選任決議)</p> <p><u>第16条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p><u>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第18条 当社に、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 取締役社長は、当社を代表する。</u></p> <p><u>3 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>3 (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第19条 (記載省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会で定めるものとする。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役会及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 取締役会及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>6 取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は、<u>取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第21条 当社は、<u>商法第266条第12項、第17項および第18項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第23条 (記載省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第24条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役はその互選により常勤の監査役若干名を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第28条 当社は、<u>商法第280条第1項で準用し同法第266条第18項で読み替えて適用する同条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(退職慰労金)</p> <p>第33条 <u>監査役の退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(営業年度)</p> <p>第30条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、<u>毎年12月31日を決算期とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(利益配当)</p> <p>第31条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第32条 取締役会の決議により、毎年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当という)を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第33条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第37条 財産配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>(本店の所在地の移転日)</u></p> <p><u>第3条の変更は、平成19年1月1日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該効力発生日経過後、本定款より自動的に削除されるものとする。</u></p>